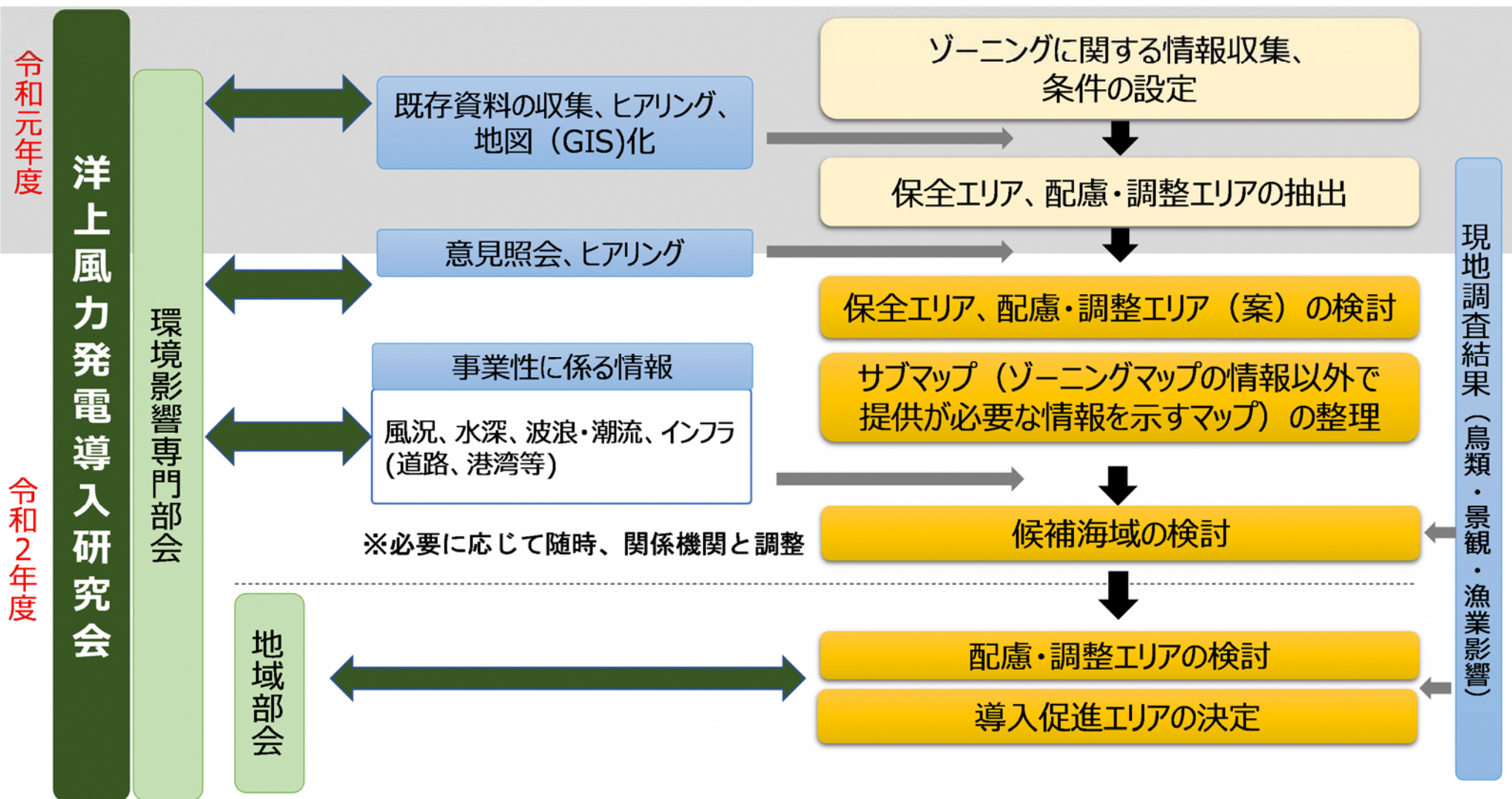


これまでのゾーニングの検討経緯

資料 4



ゾーニングの保全エリア等の設定について

新潟県の洋上風力発電に係るゾーニングについて、環境省「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」（P40～78）に基づいて、「保全エリア」及び「配慮・調整エリア」を設定した。

【ゾーニングで区分するエリア】

区分	考え方
保全エリア	事業性、環境及び社会条件から設置が非常に困難と考えられる領域
配慮・調整エリア	調整項目が存在する領域
導入促進エリア （※今回は設定しない。）	洋上風力事業を行うにあたって、導入促進が検討できる領域

【参考】環境省「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」より

保全すべき環境要素や対象は、地域によって異なることから、各地域において重視される環境要素や対象がある場合には、そのレイヤー（※）について現地調査を行ったり、協議会の下に分科会を設置して重点的に検討することが考えられる。また、場合により、例えば鳥類のレイヤーに加えて、渡り鳥、又は特定の重要種を独立したレイヤーを作成することにより、重み付けを行うことができる。

重みづけに当たっては、各レイヤー情報の法的規制の状況や環境影響の重大性の程度、地域特性等からそれぞれ判断するが、関係者・関係機関で十分に調整・協議し、保全エリアとする条件は厳選し絞り込む必要がある。

※ ゾーニングマップを作成するために、環境要素（環境保全に係る情報。騒音、動物、植物等）、環境保全等の法令等により指定された保護地域、社会的調整が必要な地域等、事業性に係る情報毎に作成する地図のことをいう。

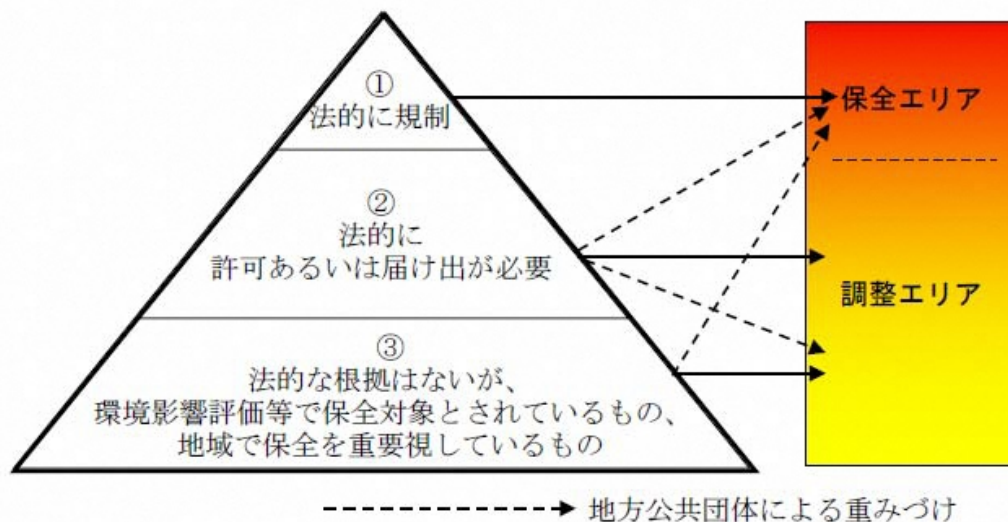


図 3.2.2-1 エリア設定における重みづけの考え方